

新型インフルエンザ等対策に関する
業務計画および事業継続計画

2026年 6月

青森ガス株式会社

目 次

第1章 総則

1-1 業務計画の目的、基本方針	1
1-2 業務計画の運用	1

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

2-1 体制	2
2-2 実施体制	2
2-3 情報収集および共有体制、関係機関との連携	4

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

3-1 新型インフルエンザ等対策業務の実施方法	5
3-2 感染対策の検討・実施	5

第4章 事業継続計画

4-1 基本方針	7
4-2 継続業務の特定と継続方法	7
4-3 特定接種の実施	9

第5章 その他

5-1 教育・訓練	10
5-2 計画の見直し	10

第1章 総 則

1－1 業務計画の目的、基本方針

- (1) この業務計画（以下「この計画」という。）は、新型インフルエンザ等が国内外において大発生した場合においても、人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、都市ガスの供給を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を定めるものである。

1－2 業務計画の運用

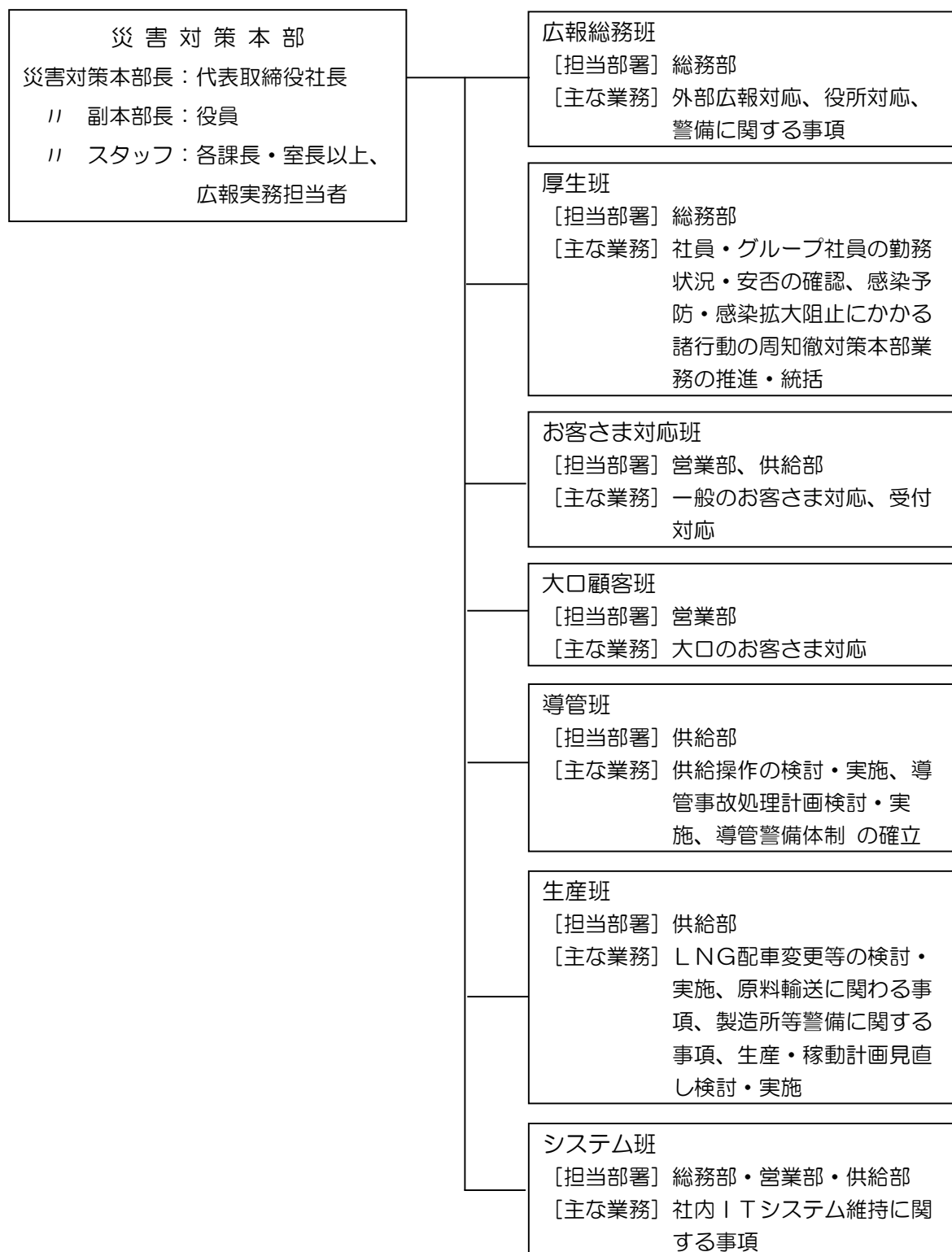
- (1) この計画の対象とする「新型インフルエンザ等」とは、以下の通りとする。
- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下感染症法という）第6条第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症。
 - ・新型インフルエンザ
 - ・再興型インフルエンザ
 - ・新型コロナウイルス感染症
 - ・再興型コロナウィルス感染症
 - ② 感染症法第6条第8項に規定される指定感染症であって、当該疾病の蔓延により国民の生命および健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるもの。
 - ③ 感染症法第6条第9項に規定される新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同等に社会的影響が大きなもの。
- (2) 新型インフルエンザ等発生時の被害は、都市ガス事業者の従業員の40%が欠勤し、流行が8週間続くと想定する。また、他の社会機能維持者(※)は最低限度の稼動がなされていると想定する。

※治安を維持する者、ライフライン事業者（電力・ガス・水道）、ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国または地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者

第2章 新型インフルエンザ等対策の体制

2-1 体制

- (1) 新型インフルエンザ等の対策に係る所管部署は、総務部とする。
- (2) 新型インフルエンザ等の対策に係る責任者は、総務部担当役員とする。
- (3) 非常体制時には、的確かつ迅速な対応をはかるため、特別な分担体制とする。



2-2 新型インフルエンザ等対策の実施体制

- (1) 新型インフルエンザ等の発生段階は、「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画」に定めるとおりとする。

〈発生段階〉

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態) ・地域発生早期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)
国内感染期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態) ・地域発生早期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態) ・地域感染期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態) ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態

- (2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の体制は、以下の区分による。

新型インフルエンザ等の発生状況	体制の区分
(未発生期・海外発生期)	平常時体制
国内発生早期	第一次非常体制
国内感染期	第二次非常体制

- (3) 平常時より、新型インフルエンザ等大流行時に備えて、従業員の安全確保を行いつつガスの安定供給を行うために最低限必要な業務について、予め課題を抽出・検討し、実施体制等の条件を整備する。また、ガス事業継続のために必要な交代・補助員確保のための課題を抽出し、対応策についても検討する。
- (4) 非常体制への移行は、災害対策本部長が決定する。
- (5) 災害対策本部は、厚生労働省が新型インフルエンザ等流行の終息を宣言した場合、その他必要がなくなった場合には、非常体制を解除または変更する。

2-3 情報収集および共有体制、関係機関との連携

- (1) 平常時より、事務局等は、〔別表1〕に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 非常体制時には、〔別表1〕に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (3) 各班は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部所に周知する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

3-1 新型インフルエンザ等対策業務の実施方法

3-1-1 第一次非常体制における対応

- (1) 広報総務班、厚生班、お客さま対応班、大口顧客班、導管班、生産班、システム班は、新型インフルエンザ等の感染状況に応じて、2-2に定める事業運営体制へ移行する。
- (2) 各班は、非常対策本部の指示により、(1)の事業運営体制に協力する。

3-1-2 第二次非常体制における対応

- (1) 広報総務班、厚生班、お客さま対応班、大口顧客班、導管班、生産班、システム班は、新型インフルエンザ等の感染状況に応じて、2-1に定める事業運営体制を維持・強化する。
- (2) 各班は、非常対策本部の指示により、(1)の事業運営体制に協力する。

3-2 感染対策の検討・実施

3-2-1 平常時における対応

- (1) 従業員への感染防止の視点から、医療用マスク、ゴーグル等を必要数備蓄する等、新型インフルエンザ等の流行に備えた準備を行う。とともに、手洗いの励行、健康状態の自己把握に努めるよう求めるなど、感染防止意識の啓発等を行う。

3-2-2 第一次非常体制における対応

- (1) 厚生班は、第一次非常対策本部設置後、速やかに以下の事項を周知・徹底する。
 - ① 新型インフルエンザ等の基礎知識とマスク着用、手洗い・うがい励行等の感染予防策に加え、感染拡大を防止するための「咳エチケット」等
 - ② 厚生班に設置する健康相談窓口とその活用方法
 - ③ 発熱時には直ちに医療機関を受診し医師の指示に従うべきこと
 - ④ 従業員等及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合、または感染者に接触した場合の、会社への連絡、勤務の取り扱い等、社員等が取るべき措置に関すること
 - ⑤ 会議・集会等とその出席者数の制限に関すること
 - ⑥ 新型インフルエンザ等発生国・地域への滞在・出張・旅行等に関する取り扱い

3-2-3 第二次非常体制における対応

- (1) 厚生班は、第二次非常対策本部設置後、3-2-2に定める周知内容を再徹底することに加えて、以下の項目等に取り組む。
 - ① 国内外の新型インフルエンザ等感染状況等に加えて、全社の新型インフルエンザ等罹患状況を継続的に把握し、周知する。
 - ② 従業員等及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携を取り、指定医療機関等での隔離・医療措置に協力する。
 - ③ 会議・集会に加えて、教育研修・イベント等の延期または中止の検討をする。よう各班に指示する。また、会議・集会等についてはWeb会議システム等の活用を検討する
 - ④ 第二次非常対策本部の指示に基づき、必要な職場へ必要に応じて医療用マスクを配布するとともに、通勤時の着用を義務化する。

- ⑤ 第二次非常対策本部の指示に基づき、必要な職場へ医療職を派遣する。
- ⑥ 国及び地方公共団体の指示に基づく、ワクチン接種等の新型インフルエンザ等予防措置を実施する。
- ⑦ 国等の指示に基づき、患者発生国・地域に駐在する社員等及びその家族、または患者発生国・地域から帰国した社員等及びその家族に対し必要な措置を講ずるとともに、今後の患者発生国・地域に対する海外渡航の是非を検討し、渡航の取りやめ等の勧告を行う。

第4章 事業継続計画

4-1 基本方針

(1) 最優先する事項

お客さま、都市ガス事業者の従業員（家族含む）、供給継続に資する関連事業者の生命保護を事業継続に優先する。

(2) 事業継続計画の基本的な考え方

都市ガスの供給・製造について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。それ以外の業務については、人命保護・感染拡大防止の観点から縮小する。特にお客さまと面对する業務は最小限度に留める。

(3) 事業継続計画の発動

原則として国内発生早期の状況になった時点で、本部長が事業継続計画を発動する。

4-2 継続業務の特定と継続方法

(1) 重要業務・縮小業務・休止業務の分類及び継続方針

平常時の業務を 表-4-1 のとおり2つに分類し、原則「A 重要業務」を継続、「B 縮小業務」を縮小することとし、事業継続計画を発動した際に速やかに対策本部長が具体的な決定を行い移行する。

表-4-1 業務の分類

区分	名称	内容
A	重要業務	都市ガスの供給維持に必須な業務及びその支援業務（システム、広報、電話受付、勤務管理等）
B	縮小業務	都市ガスの製造・供給の継続に直接関与しない業務

(2) 具体的な業務と区分

表-4-2のとおり以下のとおり業務を区分する。

「A 重要業務」の具体的な実施方法の詳細は、別に定める「重要業務の継続実施要領」による。

表-4-2 業務の区分

部門	業務	区分	備考
原料・製造	原料(LPG、LNG)の受入に関する業務	A	ローリー受け入れも含む
	都市ガスの製造業務	A	熱調、付臭、圧送含む
	原料調達業務	A	
	製造関連施設の維持管理業務	A	設備の保守点検、巡回、応急手当等
供給	供給管理、圧力管理	A	中長期的な供給計画除く
	主要導管の維持管理	A	主要ガバナ、供給所、ホルダー含む。
	主要導管以外の維持管理	B	法定の漏えい調査含む
	ガス導管工事	B	新設含む。但し、緊急性を有するものはA

緊急 保安	ガス漏れ、供給支障対応	A	(※1)
システム管理	製造・供給・顧客管理等、製造・供給に必須なシステムの保守業務	A	導管図面システム含む
	内管工事	A	新設含む。但し、緊急性を有するものはA
総務 人事 経理 広報	感染拡大に係る業務	A	
	対策本部支援業務	A	
	労務管理	A	
	経理処理	A	但し、最低限度
	広報	A	業務停止を行うことの広報やマスコミ対応
	上記以外 福利厚生、中長期要員計画等	B	
お客さま関連 業務	定期保安巡回	B	新設開栓含む(※2)
	開閉栓	B	
	検針	B	
	面对しての料金収受	B	銀行振り込み等は継続
	電話受付	A	
	内管工事	B	新設含む。但し、緊急性を有するものはA
	ガス機器販売、修理	B	(※2)
	新規営業	B	
資材	製造・供給継続に必要な資材類(導管材料含む)の調達	A	
	上記以外の資材類の調達	B	

(※1) お客さまとの面对業務は極力抑制するとの考えより、緊急保安業務のうち、下記の業務については原則、面对を抑制する。但し(※2)の考え方は適用する。

- マイコン復帰 電話復帰頂く。ガス臭い等の異常がない限り出勤しない。
- 灯内内管修理 検知器調査等でメーターガス栓まで異常がないことが確認できた場合は、メーターガス栓を閉止しガスの使用ができないことを要請する(原則、灯内内管の修理は行わない)。
- 機器修理 当該機器の使用を中止して頂く。

(※2) お客さまが社会機能維持者、救急指定病院等、社会的重要な施設であった場合は個別に必要と判断する場合は対応する。

(3) 業務継続における人員計画

組織名	主な継続業務	要員数	要員内訳	
			社員	協力会社
供給部製造課	●ガス製造業務 ●荷役業務	3	3	0

	●移動調整業務（在庫管理、ガス生産調整等） ●発注、支払い決済業務（LNG、LPG）			
供給部供給課 供給部お客さま安全課	●供給指令 ●保安指令・修理 ●圧力操作 ●緊急時の圧力検討 ●緊急性を有する工事 ●他工事対応（パトロール他工事受付・照会・立会）	14	11	3
営業部	●電話受付・情報連絡 ●優先復旧お客さまの機器修理の現場対応	10	10	0
総務部	●対策本部事務局 ●入構管理、警備業務 ●感染拡大に関する業務（ワクチンの接種他） ●勤務状況・健康状況の確認 ●社外対応 ●プレスリリースの発信、マスコミ対応 ●継続システムの運用 ●資器材の調達、倉庫からの出庫業務 ●建物及び付帯設備の維持管理 ●資金調達、支払手続き	6	6	0
合計		33	30	3

4-3 特定接種の実施

4-3-1 接種対象

特定接種は、この計画に定める継続業務に従事する者を対象とする。

4-3-2 接種場所

ワクチンの接種は、産業医病院等で行う。

4-3-3 その他

今後、内閣府が策定する「特定接種の実施要項」の公開を踏まえて、この業務計画を見直し、必要に応じて修正するものとする。

第5章 その他

5-1 教育・訓練

(1) 感染予防に関する教育

感染予防に関して、従業員全員に対し教育・訓練を計画して実施する。

(2) 感染発生を想定した初動訓練

感染発生を想定し、感染者が確認された場合の初動措置などの適切な対応ができるよう計画的に訓練を実施する。

(3) 供給継続に係る訓練

優先業務Aの指定を受けた従事者に対して、通常の業務以外の指定を受けた者はその業務が円滑に実施できるよう訓練する。

(4) 全体訓練

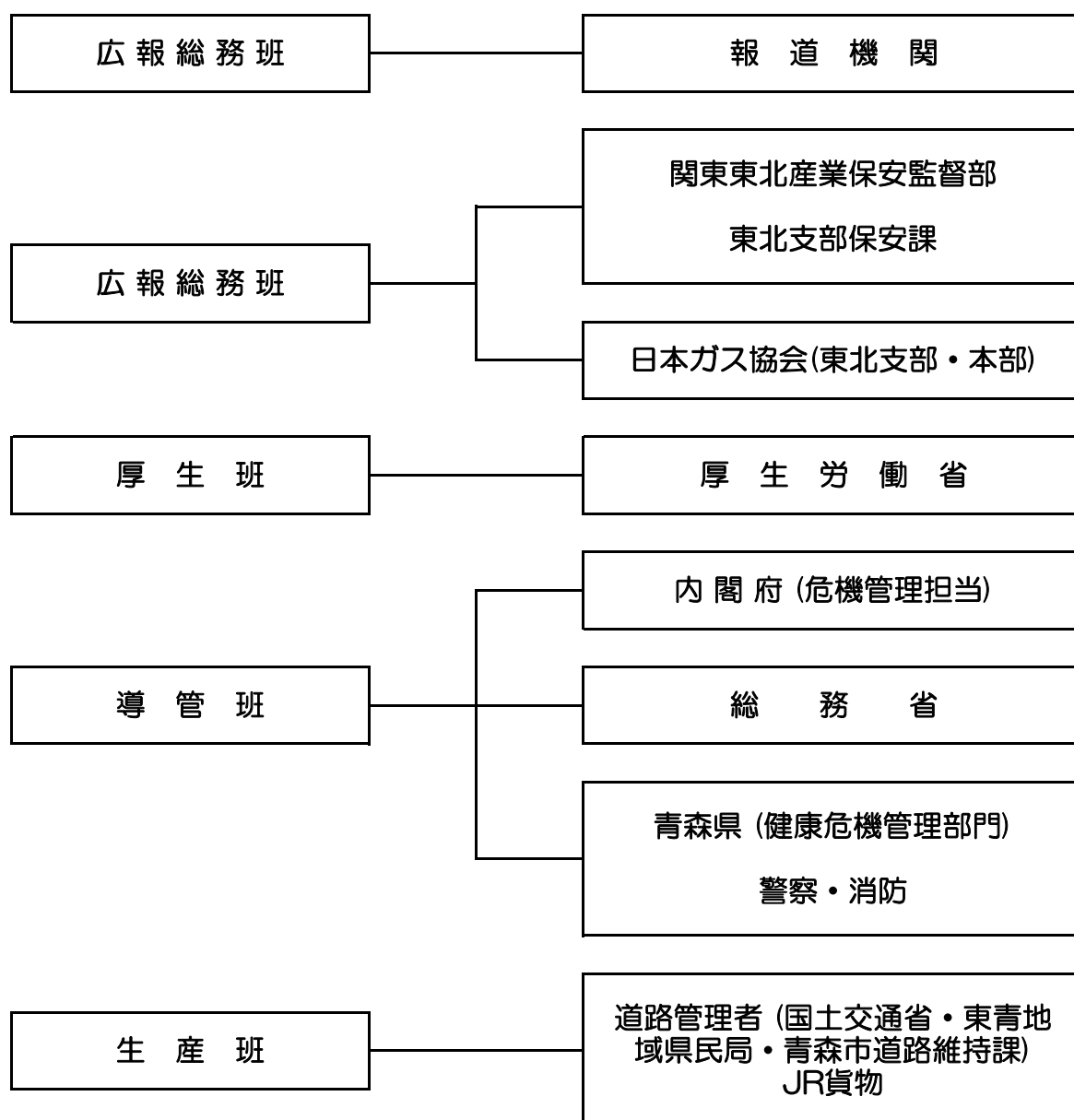
全体訓練として、対策本部の設置に始まり、優先業務Aの遂行に至る一連の流れを関係者で確認する訓練も計画して実施する。

5-2 計画の見直し

- (1) 新型インフルエンザ等の大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、この業務計画は、随時見直し、必要に応じて、修正を加えるものとする。

関係機関との情報連絡経路

〔 本 社 〕



上記の連携は原則であり、対応上必要なときは各班で対応する